



暮らしとこころの相談会報告

弁護士 寺本佳代

－相談内容－

借金（16）生活苦（10）労働（6）離婚（6）損害賠償（5）医療・保険（5）
パワハラ・セクハラ（2）相続（12）年金（2）賃貸借（2）虐待（2）人間関係（4）子育て・介護（4）
心の悩み（11）その他（22）※重複あり

9月9日（火）、10日（水）、広島駅南口エールエール地下広場にて、「暮らしとこころの相談会」を行いました。相談件数は、2日間で合計95件（面談81件、電話14件）でした。相談のきっかけは「通りかかった」というものが最も多く、次いで「法テラス」、「知人や団体からの紹介」でした。相談内容は、多い順に、借金・貸金が最も多く、次いで相続、心の悩みと続きます。



現在、定期的に開催している「まちかど生活相談会」「暮らしとこころの相談会」は、2008年12月、全国一斉で実施した「年越し電話相談会」に端を発します。リーマンショック後、派遣労働者の雇止めが多発し、日比谷公園に「年越し派遣村」ができたことで、かつての経済大国における貧困問題が文字通り顕在化した年でした。実際、広島での相談会でも、突然仕事を失った男性からの相談が多かったです。それから6年を経て、相談者の属性や相談の内容は、少しずつ変化しています。その1つが女性の相談者の増加です。今回の相談会でも、以下のような相談がありました。

- ①（40代女性）30代前半まで複数のアルバイトをしてきたが、その後は無職。現在は両親の年金で何とか生活をしているが、今後の生活が不安である。不安が強いためか、小声で表情は硬く、緊張感が異常に高い。
- ②（50代女性）夫は精神疾患があり、無職で

ある。ひと月前に自分で稼いだ給料をもって逃げようとしたが、夫にお金、通帳、印鑑を奪われたうえ、5、6回殴られた。

本年1月には、クローズアップ現代で、「明日が見えない～深刻化する“若年女性”の貧困～」が放送されるなど、女性の貧困問題はマスコミにも取り上げられるようになりました。「年越し派遣村」に女性の姿が見当たらなかったように、これまでの貧困問題は、あくまでも正社員として仕事を得不い成人男性の問題と捉えられてきた傾向があり、貧困や社会的排除がジェンダーの視点から論じられることはほとんどなかったとの指摘もされています。内閣府は「貧困の状況には男女で違いが見られ、高齢になると女性の相対的貧困率は男性の相対的貧困率を大きく上回るようになる。特に高齢単身女性世帯や母子世帯の貧困率が高い状況が見られる。」と指摘し、その原因として、「女性は家事・育児や介護等のために就業中断が生じやすいこと、給与所得が男性に対して低いこと、非正規雇用の割合が高いことなどの就労環境等により、所得や貯蓄が十分でないという状況がある。」と述べています「男女共同参画白書」平成24年版。女性の活躍推進が声高に主張されるなかで、静かに貧困状態に沈んでいく女性たちをどのように支援していくのか、改めて考えなくてはならない時期に来ています。



国民生活の土台を守る！103人で原告団結団式

広島生活保護裁判を支援する会
事務局次長 平野 百合子

広島県生活と健康を守る会連合会と広島生活保護裁判を支援する会は9月13日、生活保護基準引き下げ違憲訴訟・原告団結団式を開催し、原告と弁護士をふくむ103人が駆けつけました。この訴訟は、昨年8月の生活保護基準引き下げによって受給額を減額された人たちが原告になります。現在約70人の原告が集まっています。弁護団は45人になり、結団式当日はその人数の多さに驚きの声もれていました。これから書類の準備に入り、11月21日に提訴の予定です。2013年8月から2014年4月の引き下げまで、のべ2万人の生健会会員が行政不服審査請求をおこないました。「低所得者との不公平をなくすため」だと、ただでさえ低すぎる生活扶助費（水道光熱費・衣服費・食費など）を減らされました。生活保護制度は憲法第25条を具体化したものです。「健康で文化的な生



活」とは何かということも横において、公平「感」をうたい文句に基準が引き下げられました。なぜ減額されるのか納得できる根拠がないため、受給者の方々の怒りや失望感は大きなものでした。生活実態から考えれば、引き下げには何の正当性もないからです。「これ以上どうやって切り詰めようか…消費税が上がればもっと苦しい」。私たちは審査請求をおこなったのちに、口頭意見陳述を開きました。ほとんどのの方が病気により就労できないか、年金額が低すぎるために受給されていることが分かりました。人前に出ることが恥ずかしい、付き合いができないなど、人間にとって最も重要な人とのつながりを奪われている状態が数多く語られたのです。裁判ではこの実態をつかんで離さず闘っていきます。いまこの日本社会で、生活保護を受給していること、またその生活実態を人前で語ることは大変な勇気が必要です。しかし、生活保護基準とは国民の最低基準の生活を定めるものです。最低賃金など他制度にももちろん影響します。その意味で、日本社会で生きるすべての人々とともに闘う意気込みです。ご支援を宜しくお願いいたします。

広島豪雨災害 被災レポートと支援レポート

安佐南区生活と健康を守る会
事務局長 牛尾 清彦

土石流から必死の脱出！！「八木3丁目県営緑丘自治会長神田光恵さんからの聞き取り」

8月20日午前3時過ぎ、激しく異常な雷雨に危険を感じて、緊急避難を決意しました。私は、緑丘住宅（1号館から6号館）に入居している住民に対して、大声で叫びながら避難を呼び掛けました。普段から、自治会が定期的に行っている草取り作業を通じて、近所の方とはコミュニケーションをとっていました。車いすに乗っている方、透析治療を受けている方、耳の聞こえない方など、自力での非難が

難しい方が入居している部屋を把握していましたが、個別に回って、安否の確認と避難の呼び掛けをしました。透析治療を受けている方は、「(自分は)避難できないから、もうどうなってもいい」な



全戸聞き取り訪問行動

どと言うので、私も「そうですか、死んでもいいのですね。」と叱りました。耳の聞こえない方には、



県営緑丘住宅団地内（8月20日午後2時撮影）

ドアを何度も力一杯叩いて、ドアの振動により緊急事態だと伝えました。避難の際には、私1人ではどうにもならないので、若い方や駆けつけた消防隊員

にそれぞれの居場所を伝えて、手助けを頼みました。自治会長という立場上、入居者全員の無事を確認しなければという思いで一杯でした。しかし、結局何人かは連絡がとれないまま、避難先の梅林小学校に向かいました。まだ、行方不明の人が2名います。うち1人は自治会の副会長で、私がかかるとも頼りにしていた方です。もう1人も仲の良かった方です。一日も早い発見を祈っています。（後日発見されました。ご冥福をお祈りします。）

私自身、これからどうなるのか、不安な日々です。様々なことが頭をよぎり、「もうダメだ」と何度も挫折しそうになります。これまで生健会には助けってもらいました。これからも頼りにしています。

シェルターは再出発への大切な支援

広島県生活と健康を守る会
事務局 濱口 都子

★2009年、4室から始まった緊急避難宿泊所シェルターは、現在10室となり常時満室状況です。申込が多いときはサウナ利用で待機してもらうこともしばしばです。

6年間で利用者は合計約650人。この3年間をみると2012年139人(女性21人)、2013年153人(女性18人)、2014年8月末現在で99人(女性13人)が利用しています。大半は生活保護申請をして決定の出るまでの1～2週間程度利用が多く、新たな定住先を見つけ再出発されていきます。その後も相談をしたい人、ひとりぼっちで不安な人たちは月・水・金開設の憩いの場「ほっとサロン」に通ってこられます。中には1ヶ月も行き場所が無くシェルターから出られない人が時々居られます。そんな時はケースワーカーと協力して援助します。

★入居者の傾向として、夫の暴力から逃げて来た人、派遣切りで寮から追い出された人、仕事が無く広島で職をと希望を持ってたどり着いた人、刑期を終えたが住むところが無い人、路上生活から脱却し住居のある生活に戻ろうとする人など様々な経緯を持つ人たちですが、新たな生活を求めて再出発しているという強い意思が感じられます。

★シェルターへの紹介は、各市役所・各区の生活保護課が圧倒的で、生活と健康を守る会、まちかど相

談会、社会福祉協議会、ハローワーク、夜回りの会、弁護士からです。

最近の事例でいうと、こんなケースがありました。
・23歳の青年がハローワーク相談室から紹介。四国に住んでいたが、職場でいじめに遭い我慢できなくなって逃げ出してきた。本州へ行けば仕事が見つかると考えしなみ海道を歩いて渡ってきた。その後、尾道市役所や尾道ハローワークを訪ねたが、「仕事を見つけるなら広島へ行った方がいい。」と言われ、JRの切符をもらい広島市内のハローワークについた。そこでシェルターを紹介され「こんな場所があるなんて知らなかった、おかげで助かった、ゆっくり寝られる」。と一安心した。翌朝から中区役所に生活保護申請、住居探しなど意欲的に動き始めた。

・51歳男性、社会福祉協議会より紹介。路上生活中、発熱し動けなくなり社協の相談窓口に行った。社協で食料提供を受けたが、休む場所がないため、体調が良くなるまでシェルターを利用したいと申込んだ。相談の結果、生活保護申請を勧められ、現在、生活保護を受けながら、定住先アパートで再出発した。今後も残念ながら、ますますシェルターを必要とする人が後を絶たないことでしょう。

貧困と労働法制改悪問題

代表 山田 延廣

2013年度の「子ども若者・白書」によると、わが国の2010年の貧困率は16.0%、子どもの貧困率は15.7%に上昇しており、OECD先進諸国の中でも下位の国となってしまっています。

その原因は、労働者の非正規化が進み賃金下がっていることにあると思われます。2012年と比べてみても、正規労働者は20万人以上減少しているのに対し、非正規労働者は100万人以上も増えて2000万人を超え、労働者の賃金も下がり続け、1997年時点よりも一人当たり69万円も減少しています。

これに対して、大企業（資本金10億円以上）の内部留保（儲かって貯めているお金）は、270兆円を超えており、1997年よりも130兆円も増えています。まさに、「大企業栄えて、民滅ぶ」という状況です。できる限り正社員化して、賃金を上げるべきです。

それなのに、安倍内閣は、経済界の要求に基づき、「企業が最も活動しやすい国」にすると行って、労働法の改悪を企て、①民主党が改正した「派遣社員も3年間を継続勤務したら正社員化する」との規定をさらに改正し、派遣社員を無期限に使用できる制度にする、②残業代を支払わなくても済む制度（残業代0法）を導入する、③お金さえ払えば、解雇は

いつでもできる制度（解雇の金銭的解決制度）を作度）を導入することを検討しています。

現に、このうち、①の派遣法の改正法案は、今国会に提出されています。このような法案が通れば、ますます、派遣社員が増えて、新卒から派遣社員等の非正規社員が普通となり、正社員は数が少なくなってしまいます。今日、20代の非正規社員の男性のうち、既婚率は4.1%、30代でも5.6%と極めて低い水準となっています。

この国の社会は少子化社会に向かっており、政府は子どもを増やす必要性を唱えています。子どもを増やしたいのであれば、若い人々をできる限り正社員化して、子ども育てながら生活ができる賃金を保障することが必要です。それができないならば、欧米が行っているように、非正規であろうが正規であろうが同一の労働を行うならば、同一賃金を支払うべきとする同一労働同一賃金原則を打ちたてるべきです。

いずれにしても、貧困をなくするためには、働く人々の賃金を上げて、特に、若い人々が安心して働けるようにすることが必要です。そうすれば、先この機関誌の誌面で述べたように、人々は自ら平和と安定を求めようになると思います。

この労働法改悪にこぞって反対して下さい。

今年の相談会の予定

9月 9日(火)・10日(水) 暮らしとこころの相談会(弁護士会と共催)

12月 16日(火)・17日(水) 年末まちかど生活相談会(反貧困主催)

会員募集中です

正会員(個人)年会費 2,000円 正会員(団体)年会費 5,000円
賛助会員(個人)年会費 5,000円 賛助会員(団体)年会費 10,000円

NPO法人 反貧困ネットワーク広島 事務局
広島市中区東白島 14-15 NTTクレド白島ビル7階
広島総合法律会計事務所内
電話：082-227-8181 FAX：082-227-1200

相談専用電話
090-4890-1579
平日 10:00~17:00
担当：平野

